

第5回宇美町行政改革推進委員会 議事概要

1 開催日時 平成31年1月31日（金） 14時00分から

2 会場 宇美町役場 1階 第一応接室

3 出席者

○行政改革推進委員会委員（順不同）

嶋田暁文委員、尾方伸一委員、合屋昭輝委員、安河内毅委員、吉留節子委員
（欠席）金子辰美委員

○事務局（政策経営課）

工藤課長、水野課長補佐、藤崎係長、阿部主査

4 議事概要

(1)宇美町補助金の適正化ガイドライン（案）について

①ガイドライン（案）の修正箇所について

【4 補助金の制度設計】

○「(2)補助対象経費について」の「①人件費」と「③食糧費」の補助対象経費として認められない例の文章の語尾が「…は可とする。」となっているが「…は除く。」とした方が良い。

○「(6)補助金制度の運用について」の「②補助金充当先の明確化について」の項目について

・「本ガイドラインに則った補助金制度を確立・運用し、…関係書類を検証することにより、補助金充当先の明確化を図って行きます。」となっているため、原案のままでは、関係書類の検証に重きを置いているように読めてしまう。大切なのは、本ガイドラインに則って補助金要綱等を改善して充当先の明確化を図ることであり、運用面で関係書類を検証するという2段構えになっていることをはっきりさせるため、「補助金充当先の明確化を行うため～します。」との表現にした方が良い。

・「補助金を精算して団体等から返還させることにより、繰越金を発生しないようにします。」となっているが、次の「③剰余金（繰越金等）が発生している場合について」の内容と混同するため、「補助金を精算して団体等から返還させることを徹底します。」とした方が良い。

○「(6)補助金制度の運用について」の「③剰余金（繰越金等）が発生している場合について」の項目について

・「定期的な見直し」というのは、毎年補助金申請や実績報告以外にまた監査のようなものがあるのか。

→ここでいう「定期的な見直し」は、団体等の補助金申請に関するものではなく、補助金制度の見直しを3年毎に行うことを指している。

- ・「使用目的が確認できない」とあるが、実績報告時点で使用目的が決まってい
ないが今後の基金として積み立てておく必要がある場合もあると思われる。
→「使用目的もしくは合理的な理由が確認できない」と変更し、「補助金の
「休止」、「減額」又は「終了」の余地について検討することとします。」
の前に「団体等の事情を聴取のうえ」を付け加える。

【6 補助金の適正化に向けた精査】

- 「(1)適正化の視点」について、表中の視点の説明文が「…である」等となってい
るが、「…であるかどうか」のように表現した方が良い。

【補助金評価シートについて】

- 評価項目について

- ・原案では、評価項目の要素が1項目にまとめられているが、細分化して項目を増
やした方が評価しやすいのではないかと。前回の案の方が良かった。
- ・イメージだけで査定しないようにするためにも、要素を細分化する方が良い。
- ・所管課の評定根拠の詳細が明らかになることは、次の評価機関の評価の際にも役
立つ。
- ・補助金制度が休止、廃止になった際には、どのような評定であったか団体等も知
りたい情報だと思われる。

→答申案の評価シートは、この評価項目のままとし、実際の所属課等の評価の際
には、補助金評価シートに添付するチェックシートを作成し、細分化した要素
のチェックに基づいて評定するようにする。

- 「3 評価機関による評価」となっているが、評価機関は何のことを言っている
のか。「2 補助金の適正化に向けた方針」中の「第三者委員会」との関係は？
→どちらも行政改革推進委員会を想定している。文中の表現は「外部の有識者等
委員会」に変更する。

(2)宇美町補助金の適正化ガイドラインの答申について

- 答申の方法は、今回の会議の内容を踏まえた修正を行った後、後日、会長から町
長へ答申することで全会の了承を得た。
- 「宇美町補助金の適正化ガイドライン（案）は、適切かつ妥当と認められました
ので、別冊のとおり決定することが適当です。」となっているが、「宇美町補助
金の適正化ガイドライン（案）を別冊のとおり決定いたしました。」のように変
更した方が良い。

(3)その他

- ・行政改革推進委員会の今後のスケジュールについて説明。